

<前回・国民国家と立憲主義>

(1) 近代と国家論

1. 近代：絶対王制から国民国家へ

「ナショナリズムの成立を、二つの段階に分けて捉えることにした。絶対王政期（十七—十八世紀のヨーロッパ）に、ナショナリズムの前駆的な実現を見ることができ、ついで、十八世紀末から十九世紀にかけて、その本来的な実現を認めることができる。」(大澤、2007、396)

(2) 国家と民族

2. 民族と国民(市民) ——概念の混乱とその整理——

塩川伸明『民族とネイション——ナショナリズムのいう難問』岩波新書、2008年。

「エスニシティ」「とりあえず国家・政治との関わりを括弧に入れて、血縁ないし先祖・言語・宗教・生活習慣・文化などに関して、「われわれは〇〇を共有する仲間だ」という意識が広まっている集団をさす」「そうした主観がかなりの範囲の人々に広がるなら」(3-4)

「エスニシティを基盤にし、その「われわれ」が一つの国ないしをそれに準じる政治的単位をもつべきだという意識が広まったとき、その集団のことを「民族」と呼ぶことにする」(6)

「「国民」とはある国家の正統な構成員の総体と定義される。近代社会における国民権論と民主主義観念の広まりを前提すれば、国民とはその国の政治の基礎的な担い手ということになる」(7)

3. 虚構と現実の二分法を超えて

1) 芦名定道 『宗教学のエッセンス——宗教・呪術・科学』北樹出版、1993年。

「神話と民族」(57-65頁)

2) 小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。

「民族の本質論的見方を批判」(3)

「人種とは客観的な根拠を持つ自然集団ではなく、人工的に区分された統計的範疇にすぎない」(4)

「差異化の運動が同一性を後から構成する」(11)

「境界が曖昧になればなるほど、境界を保つために差異化のベクトルがより強く働く。人種差別は差異性の問題ではない。その反対に同質性の問題である。差異という与件を原因とするのではなく、同質を差異化する運動のことなのである」(22)

(3) 国家は克服可能か？

4. リベラリズムの国家批判

絶対王制批判から市民革命へ、市民革命からさらに先へ

cf. 宗教改革は継続する

アナーキズムの妥当性：社会主義的アナーキズムからアナコル・キャピタリズムまで

5. アナーキズムの挑戦

6. アーレントと連邦主義

(4) 立憲主義とキリスト教史

7. 近代民主主義の諸条件と立憲主義

1) 民主主義の語源的意味：デモクラチア=デモス(民衆)のクラチア(支配)

王権の存在（権力と権威の相補的体制）という現実において権力に対抗する民主主義「民衆」とはだれか。市民階級から国民全体へ

・王権権力の抑制と基本的人権 ・権力の分散・分権と法の支配 ・三権分立と立憲主義

2) 立憲主義 (Constitutionalism)

佐藤幸治：「現代の「憲法」（「立憲主義」）の典型的な姿」、イギリスのような例外

第一に、特に「憲法」（時には「基本法」）と称して他の法形式（とりわけ議会の制定する通常の「法律」）と区別して制定される成文法があること。

第二に、その成文法が、政府（統治権力）の正統性（レジティマシー）の唯一の法的根拠であること。

第三に、その成文法は、個人の自律的存在性を尊重する趣旨に立つ基本的人権を保障し、権力の濫用を防止するための統治構造（権力分立ないし抑制・均衡）を求めていること。

第四に、その成文法は法律を含む他の法形式に対し強い形式的効力をもって優位し（憲法の優位）、その優位性を確保するため独立した機関（司法裁判所や憲法裁判所）が違憲審査権をもつこと。（佐藤幸治『立憲主義について——成立過程と現代』左右社、2015年、15頁）

8. 基本的人権（信教の自由）・三権分立

9. イギリス宗教改革

3) イギリスの宗教改革の特徴とピューリタン

4) ピューリタン革命(1642～49)：議会の分裂（王党派と議会派・トルミーの反主教同盟）. 独立派の権力掌握→ジェームズ1世の処刑(49)→クロムウェル(～58)・共和制(49～60)→チャールズ2世(1660/5～)と王政復古：

クラレンドン法典(1661/自治体法、62/礼拝統一法、63/秘密集会法、64/5マイル法)、審査法(1673)

→名誉革命(1688)→89/宗教寛容法

・基本的人権における「信教の自由」の位置

・権力の抑制が民主主義の中心的課題であるとすれば、それは権力の正当化としての宗教的権威のあり方の問題ともなる。

10. 教皇権至上主義と公会議主義

・国教化は教会と国家とを、権威と権力として統合することになった。これ単純な機能分化に止まらず、権威としての教会の権力志向と権力としての国家の権威志向を引き起こす。

↓

「権威／権力」としての教会

・教会自体の独裁化と分権化という二つの傾向が生じ、それが「権力／権威」としての国家権力の独裁化と分権化の傾向と交差する。

↓

・西方教会：教皇権至上主義と公会議主義

1) 公会議主義 (Conciliarism)。公会議にこそが教会内の至上決定権があるとする立場。

13世紀の絶頂期（インノケンティウス三世）にあった教皇権に対する抑止力としての公会議の役割。公会議の権威が教皇権を超えるとの見解（オッカムのウィリアム、パドヴァのマルシリウス）。

2) 教皇権至上主義（ウルトラモンタニズム／ultramontanism。「山の向こう」主義）。

17、18世紀のカトリック教会内（フランスやドイツ）における論争で、ローマ教皇の

首位性を主張した立場。教皇が政治上も絶対的権威を有するという近代の主張にも適用。もこの語で表される。

3) 皇帝教皇主義（カエサロパピズム Caesaropapism）。

10. 社会的なものの拡張

1. キリスト教にとって近代社会とは何か、キリスト教と近代社会はいかなる関係にあるのか。多面的な議論を要する問題、単純な解答はあり得ない。

2. 近代社会における「政治・国家」と「経済・社会」の区別。

現代のグローバル世界において、政治と経済は相互に緊密に関連しつつ動いているが、しかし、両者はかならずしも一体化されているわけではない。帝国の問題（ネグリ・ハート）。政治に対する経済の優位と、政治の復権の試み。しかし、それは国民国家か。

（1）アーレントと「社会的なもの」

3. アーレントは、政治と経済・社会との明確な区別に基づいて近代化＝社会化を論じる。

まず、アーレントの遺稿集『政治の約束』：古代ギリシャのポリスをモデルとして、次のような仕方でも政治の理念を提示し、経済との区別を明確化している。

「政治の意味についての問いに対する答えは、極めて単純かつ決定的である、……その答えとは、政治の意味は自由であるというものである」（Arendt, 2005, 108）、「アリストテレスが言いたかったのは次の点である。すなわち、人間固有なこととはポリスの内で生きることができるということであり、組織されたポリスが人間の共同的生の最高の形式なのである。……自由であることとポリスに住むこととは、ある意味で、まったく同一のことであった。」（ibid., 116）

「政治の意味は、以下ようになる。すなわち、人間たちが自由の内で、強制も暴力（force）も互いを支配することもなく、平等者中の平等者として、相互に交流できること、これが政治の意味である。人間が互いに命令と服従を行うのは、例えば戦時のような緊急事態が発生した場合のみであり、そうでない場合、互いに語り合い説得し合うことによって、自分たちのすべての問題をなんとか処理できるのである。」（ibid., 117）

4. アーレントの政治哲学において理念型として提出された「政治」＝古代ギリシャのポリスにおいて理想とされた共同的生の形態。

構成員は自由で平等な人間関係に基づいて、強制や服従なしに、相互の言論的説得によって、問題解決を行うことができるのである——緊急時は別として——。この意味で、政治とは、相互の説得のための言論を用いた合意形成の営みによって構築された「公共圏」（the common public world）。

5. この政治的空間に対して、それから区別された「経済」。

生命維持のための労働（labor）の領域であり、公的なものとの対比で言えば「家庭の敷居」（the threshold of their houses）内の私的領域をその基盤としてなされる活動。

家庭内の私生活（親密圏）は、公的領域の活動から一時的に逃れるべき避難所という点では、政治的なものの存続の条件とも言えるが、アーレントにおいては、この両者の区別に強調点がある。

6. 佐藤光は次のようにまとめる。

「ここに「生命過程」とは、個体の生存と種の存続という、動物としてのヒトの必要を

満たすための活動力——それをアーレントは、「活動(action)」および「仕事(work)」と区別された「労働(labor)」という言葉で呼ぶ——によって遂行され、古代ギリシアにおいては、ポリスへの愛と個人的卓越を競う公的領域とは截然と区別された、薄暗い私的領域としての家計(houshold)に封印されていた過程である。」(佐藤、2008、111)

7. アーレントの近代論の意義：「近代＝社会化」

政治の理念を構築し公的領域の特性を明確化するために、アーレントによってモデルとされた古代ギリシアの状況を、近代社会にそのまま当てはめることはできない——このままでは、アーレントの議論は抽象的な公私二元論にほかならない——。問題は、全体主義の起源を論じる中でアーレント自身が注目する「社会」の成立である。近代の特性を「社会的なもの」の登場・拡張として捉えるところに——、を認めることができる。

8. 『人間の条件』の社会的なものに関する中心的な議論。

「社会の創出、すなわち、家政とその諸活動と諸課題、そしてその組織的な仕組みの発生は、家族の薄暗い内部から公的領域の光の中へとなされたのであるが、それは、私的なものと政治的なものとの間の古い境界線を不明瞭にしたにとどまらなかった。それは同時に、これらの二つの用語の意味と個人と市民の生にとってのそれらの意義とをほとんど見分けがつかないほどに変化させてしまったのである。」(Arendt、1958、38)

「社会への反抗的対応は、それを通して、ルソーとロマン主義者が親密さ(intimacy)を発見することになったのだが、それは、なによりもまず、社会的なものの平均化要求に対して、すべての社会に固有な、今日ならば画一主義と呼ばれるものに対して、向けられた。……社会は常に、そのメンバーが、あたかも一つの意見と利害しか持たない一つの巨大家族のメンバーであるかのように行為するように要求するのである。」(ibid., 39)

「画一主義という現象は、この近代的展開の最終段階の特徴である。……慈悲深い専制主義と絶対主義における一人の人間の支配がその最初の段階であったように、官僚制は国民国家における統治の最終段階である。……これらの規則のすべては、そのメンバーを「正常化する」傾向にある。」(ibid., 40)

9. 近代化のプロセス → 古代的な私的と公的の境界線の崩壊。経済的活動が公的領域の中心的な関心事となる。＝「社会的なもの」

10. 大衆社会(mass society)の到来は、近代化＝社会化の当然の帰結。

この「社会の到来」は、平等性の実現という側面をもちつつも、アーレントが問題にするのは、それが政治的な主体の個性あるいは複数性の喪失にほかならないという点。

「近代世界における平等の勝利は、社会が公的領域を征服し、区別と相違が個人の私的事柄になったという事実についての政治的また法的な承認にほかならない。」(ibid., 41)

↓

11. 近代経済学の成立の歴史的な前提：人間を画一的な行動パターンに還元することによって、人間の経済行動を統計学的に処理し予測することが可能になる。

このような大衆社会は全体主義の前提であり、この中で、個人は反社会的で異常であるとの評価を免れるためには、支配的な行動パターンに同化するように圧力を受けることになる。

12. この点で、アーレントは、近代の「人間の社会化」(socialization of man)というマルクスの分析の正しさを認めている (ibid., 44)。(7)

13. 近代社会に対するアーレントの批判的あるいは否定的な見方：

全体主義の起源という問題意識のため。しかし、キルケゴール以来の「近代大衆社会

批判」に見られるステレオタイプの近代観の系譜に接近。

（2）キリスト教と近代社会—ウェーバー・テーゼ

14. 近代社会は、キリスト教といかなる関わりにあるの。
15. ウェーバー・テーゼ：4つのステップから構成される論理構造。
 - Step 1. プロテスタントの職業観
 - Step 2. カルヴィニズムの禁欲的エートス
 - Step 3. 資本主義の精神
 - Step 4. 資本主義の経済システム
16. ウェーバー・テーゼは、これら4つのステップが一つの過程として統合させることを主張する。その要点は、以下の通りである。
17. ルターの宗教改革は宗教的理念の変革にとどまらず、新しい労働観や職業理解を生み出した（Step 1）。プロテスタントの職業観において、世俗的職業は生活費を得るための単なる手段ではなく、修道院内の禁欲的な宗教生活に匹敵する宗教的意義を有している。これは、ウェーバーによれば、ルターが聖書をドイツ語に訳した際に、聖書の「永遠の救いへの召し（宗教生活）」を意味する「クレーシス」と「割り当てられた労働」を意味する「ディアテーカー」という二つの言葉を「職業」（Beruf）という一語に対応させたことに現れている。これによって、「職業」は世俗的労働であると同時に、神によって与えられた使命（天職）という宗教的意味を持つことになった（使命としての職業）。
18. さらにカルヴィニズムにおいては、このルター的な職業観に予定説の影響が付け加わる。神の予定（神によって救いに予定されていること）をあらかじめ知ることは人間には不可能であり、まして神の予定を人間は覆すことはできない。この予定論理解は次のような心理的効果を生むことになる（論理的帰結ではない！）。すなわち、救われるか否かはすでに神によって予定されていることを認めた上で生じるのは、自分にはたして救われるのかという不安である。この心理的な不安は、「救われる者にふさわしい生活」を日々実践することによって「救いに選ばれていることの確信」を得るために努力するようにと信仰者を駆り立てることになる。これは神が使命として与えた職業労働に厳格に従事するという禁欲的な生活態度（エートス）の成立を意味している（Step 2）。
19. それは、生活を合理的に統御する生活態度であり、ウェーバーによれば、「資本主義の精神」——ベンジャミン・フランクリンなど初期の資本主義の実業家に見られる、勤勉、節約、正直、規律といった倫理的徳目によって構成された生活態度（倫理的生活原則において合理的営利を迫及する態度）——に合致するものである（Step 3）。ウェーバーはカルヴィニズムの禁欲的エートスが合理的な生活設計を促進したことをバクスターの『キリスト教指針』（1675年）などを手がかりにして具体的に示そうとする。この書でバクスターは信仰者が日常生活において出会う様々な諸問題に対してピューリタンの立場から具体的な解答を与えようとしているが（決疑論、信仰生活のマニュアル）、そこにおいては生活全体を神の観点から「自己審査」という態度、つまり日々の行為を合理的基準に従って厳格に点検し、それによって神の恩恵を受けるに値するように自己を訓練する姿勢（生活の合理化）が見出される。
20. ウェーバーはカルヴィニズムが心理的効果として生み出した「合理的な生活態度」という精神性が彼の言う「資本主義の精神」に合致すると考える。注意すべきことはこの「資

本主義の精神」が「現実の資本主義」とは必ずしも一致しないという点である。先のバブル経済期に横行したようなカジノ資本主義は「資本主義の精神」が欠如した資本主義の典型例に他ならない。しかし、この倫理的生活態度が「資本主義の精神」と言われる理由は、これが「合理的な産業経営」を機軸とし「自由な労働組織」によって特徴付けられる近代資本主義と相互補完的な関係にあるからである。このような精神性を有する産業市民層——ウェーバーによれば彼らはカルヴィニズムの信仰を有し、世俗内禁欲を実践している——の存在がまだ基盤が弱体であった勃興期の資本主義経済システムを内側から精神的に支持することになったのである（Step 4）。

21. 仮説としてのウェーバー・テーゼ。

ウェーバーは、「Step 3」を「Step 1 と Step 2」の論理的帰結ではなく、むしろ意図せざる心理的効果であったと指摘する。また、「Step 3」は「Step 4」の成立を歴史的に支持するものであったが、しかし、一端成立した「Step 4」が「Step 3」の精神性を必ずしも伴うとは限らない。つまり、ウェーバー・テーゼの各項の関係は歴史的なものであって——しかも、多分に逆説的な——、論理的必然的なわけではない。論理的には別の仕方における経済システムの展開も可能だったのである。

↓

しかし、

近代の資本主義的な経済システム成立の歴史的な脈に即して言うならば、勤勉で誠実な労働や公正な投資の結果として獲得された富は宗教的にも肯定されるべきものであって、キリスト教は市場経済と十分に両立可能であると主張することが可能になる。アダム・スミスにおける道徳哲学と経済学の思想的連関は、「Step 3」と「Step 4」の結節点を構成していると言える。

22. ウェーバーの議論にする賛否両論。

梅津順一『ヴェーバーとピューリタニズム——神と富の間』新教出版社、2010年。

「近年のヴェーバー批判は、一つには、ピューリタニズムの「予定の教理」の心理的作用をめぐるものであり、もう一つには、「禁欲的生活態度」それ自身の反資本主義的性格をめぐるものであった。」（同書、33）

23. 「ヴェーバー批判者が、批判の根拠として宗教倫理の反資本主義的性格を指摘したのは、ヴェーバーへの反証とはならない。ヴェーバーが指摘したのは、職業労働の二重の意味であって、召命の側面を強調すれば批判者の主張となり、職業経営に焦点を合わせれば「資本主義の精神」に近づくのである。その場合でも、ピューリタニズムの倫理であるかぎり、宗教的な意味づけの枠内に止まることは言うまでもない。」（同書、426）

24. 柳父圀近：近代社会とキリスト教との関わり。

「予定説のインパクト（不安）と隣人愛理論（社会思想）は、ウェーバーにおいて、相互に影響しつつも原理的には対立的な内容をもつ思想として分析されており、その関連づけには十分な注意が払われるべきである。」（柳父、1992、128）

↓

カルヴィニズム（隣人愛の合理化としての「神の栄光」）の職業観と、予定説から生じた心理的「エネルギー」との結合は、ウェーバー・テーゼの中心点を構成するものとして解釈できる。

これは、信仰者個人の救いの確証という目的（本音）のために、「市民的に有用な職業労働」への全人格的参画が「手段」として結合されたものと考えられるのであり、「よき

「職業」（合理的職業）が何なるかの判断」が、隣人愛として合理化された神の栄光という価値合理性から判断されるのである。

この論理構造が、Step 2から Step 3への移行を可能にしている。ウェーバー問題は、キリスト教的近代と西欧社会との内的連関を論じる上で、依然として不可欠の問いと言わねばならない。

25. ウェーバー・テーゼが主張するように、カルヴィニズムの伝統において成立した禁欲的で合理的な生活態度は、個人の生活態度の範囲を超えて、社会全体の在り方にも波及することになる。つまり、社会的分業の成立である。

ピューリタンの確信によれば、各自が神から与えられた召命（＝職業）に専念するということは個々人がバラバラに労働する分裂した社会を帰結するのではなく、むしろひとつの調和ある社会を生み出すことになるのである。なぜなら、職業の多様性を前提として成立する見事な社会的分業のネットワークこそが神の秩序と意志を実現するにふさわしいものだからである。

したがって、この市場の秩序は正義に適った取り引きによって維持されねばならない。すなわち、市場経済は単なる金儲けの世界ではなく、そこにおいては商品が適正な価格で「等価交換」され、また「平等な取り引き」という原則が守られねばならないのである。バクスターはこの取り引きの原則として、隣人愛と自己否定の原則を挙げている。人間は労働を通じて他者の必要とするものを生産し、生産された商品はその労苦に見合った公平な価格によって売買される。その結果、各自にはそれぞれの生活維持のための適正な収入が保証される。こうした誠実な労働に基づく公正な市場の存在が神の意志に適っていると考えられたとしても、それは決して不思議ではない。

26. 聖書における富の評価は多様性。聖書に基づいてキリスト教から特定の経済システムを一義的に導出し正当化することはできない。

キリスト教は一定の幅の中で多様な富の形態や経済システムと結びつくことができたのである。したがって、現代のキリスト教に問われるべきは、人類が置かれた現代の歴史的状況下で、キリスト教信仰に照らして、いかなる経済システムを神の正義に適ったものとして選択するのか、ということなのである。

<参考文献>

1. Hannah Arendt, *The Promise of Politics* (ed. by Jerome Kohn), Schocken Books, 2005. (ハンナ・アレント『政治の約束』高橋勇夫訳、筑摩書房、2008年。)

今出敏彦「ハンナ・アレントにおける現代理解の視点」（『キリスト教と近代化の諸相』2007年度研究報告論集）、「キリスト教と公共性——アレントの「公的なもの」を巡って」（『キリスト教思想と国家・政治論』2008年度研究報告論集）。

2. 佐藤光『リベラリズムの再構築——「自由の積極的な保守」のために』書籍工房早山、2008年。

3. ハーバーマスが『公共性の構造転換』

「私生活圏に対する公共圏の近代的な関係」（公共的意義を帯びてきた私有圏）を特徴付けるものとして一定の評価がなされている。しかし、このアレントの「社会的なもの」の議論は、その前提にある「公的／私的領域の二分法」を含めた再解釈が必

要と思われる。

岡野八代『法の政治学——法と正義と フェミニズム』（青土社、2002年）。

「この二分法の再興を唱える思想家」という従来のアーレント理解を脱構築する形で、「アーレントの理論の中に、政治／自然という厳格な区分の再興とは別の物語をわたしたちは、聞き取ることができるのではないだろうか。そもそも、オリジナルの再興などとアーレントは考えてもいなかったのではないか」（岡野、2002、44）という問いを提出している。こうした問いを問い返す中で岡野が見出したのが、「アーレントが気づくことなくそのテキストに書き込んだ、『境界としての法』のあり方」（同書、60）との認識である。

4. Hannah Arendt, *The Human Condition*, 2nd edition, The University of Chicago Press, 1958.

（ハンナ・アレント『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年。）

5. アダム・スミスの経済学がその道徳哲学（人間理解）といかに関わるかについては、梅津順一『近代経済人の宗教的起源——M. ヴェーバー、R. バクスター、A. スミス』みすず書房、1989年、189-245頁を参照。

スミスとキリスト教思想（特に自然神学）との関わり。

田中正司『アダム・スミスの自然神学——啓蒙の社会科学の形成母体』御茶の水書房、1993年。

スミスが位置するスコットランド啓蒙思想。

田中正司編『スコットランド啓蒙思想研究——スミス経済学の視界』北樹出版、1988年。

田中秀夫編『スコットランド啓蒙思想史研究——文明社会と国制』名古屋大学出版会、1991年。

6. 柳父圀近『エートスとクラトス』創文社、1992年。